

令和6年度 健康安全教育担当者会議

令和6年4月30日（火）14：30～
オンライン開催

1	令和6年度教育施策の概要（健康・安全教育班）	P1
2	学校安全について	P6
3	学校保健（保健教育）について	P16
4	学校保健（保健管理）について	P29
5	学校給食について	P43
6	岡山県学校給食会からの説明	P59

岡山県教育庁保健体育課
健康・安全教育班

令和6年度教育施策の概要等について

岡山県教育庁保健体育課 健康・安全教育班
総括副参事 松村 和憲

【内容】

○ 県の施策と重点

- ・学校の教育活動全体を通じて、適切に行うよう留意してください。
- ・家庭や地域社会との連携を図るようお願いします。

○ 健康安全教育推進のための依頼事項

- ・全ての学校で、各種計画を策定し、計画的に実施するよう指導ください。
- ・評価のための調査に御理解と御協力をお願いします。

○ 文部科学大臣表彰についての依頼事項

- ・学校保健、学校安全に積極的に取り組んでいる個人や学校の推薦をお願いします。
- ・参考に昨年度のスケジュールを掲載しています。
(学校給食については、令和6年度の推薦期間は終了しました)

○ 健康・安全教育班分掌表

- ・不明な点等がございましたら、担当までお願いします。

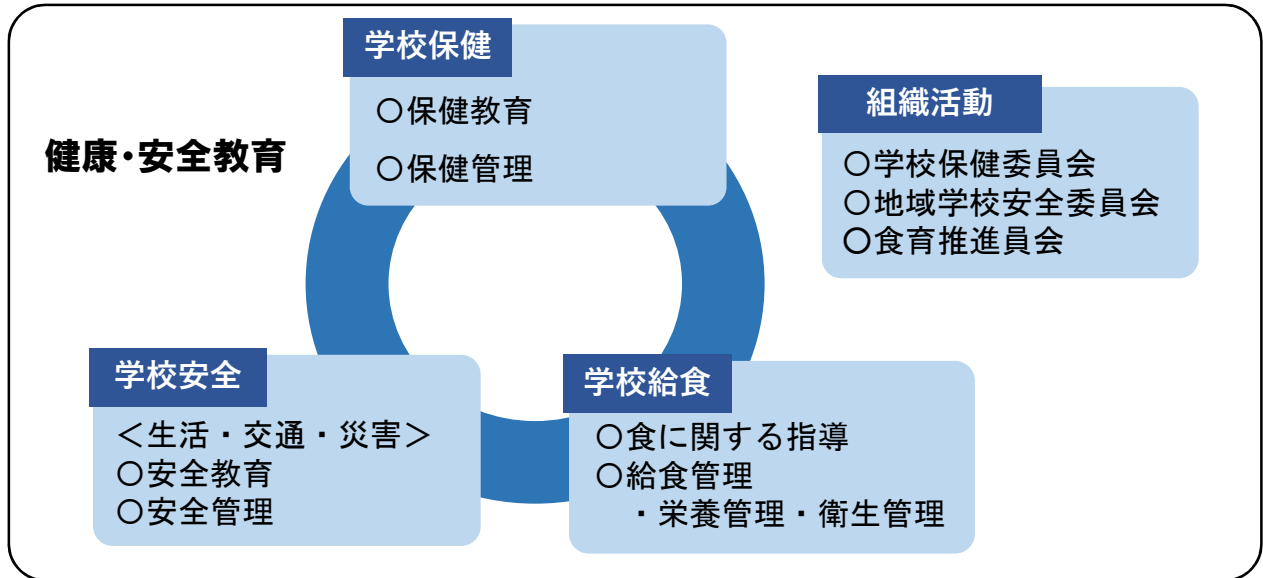
県の施策と重点

目指す子どもの姿

【保健】心身の調和がとれ健康な生活を送ることができる子ども

【安全】自らの安全を自ら守ることができる子ども

【給食】健全な食習慣・生活習慣を身につけている子ども



学校における体育・健康に関する指導

健やかな体（第1章第1の2の(3)）

学校における体育・健康に関する指導を、児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、～中略～ 特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。

(H29告示：小学校学習指導要領総則 抜粋)

R6取組の方針

重点的に取り組む事項

- 【保健】・現代的な健康課題への対応（薬物、ネット依存、性 等）
- 【安全】・学校安全の中核を担う教職員の養成
 - (生活安全)防犯教室実施の徹底
 - (交通安全)通学路の安全確保、自転車マナーの向上、ヘルメットイメージ向上事業
 - (災害安全)防災教育の充実と災害時における体制の構築
- 【給食】・食に関する指導の充実（部活動を通じた食育の実践）
 - ・安全・安心な学校給食の提供

「学校保健・学校安全・学校給食」推進のための依頼事項

学校保健、学校安全、学校給食

- ①学習指導要領を踏まえた「保健・安全教育、食に関する指導」の推進
- ②学校保健安全法、学校給食法等、関係法令に基づいた「保健・安全・給食管理と組織活動」の実施
- ③文部科学省や県教育委員会の各種調査によって各学校の実態を把握・検証して不断の改善

学校保健

学校における主な計画

学校保健計画
(学校保健安全法第5条)

評価のための主な調査

- 学校保健統計調査
(文部科学省・毎年)
- 学校保健概要調査
(県教委・毎年)
- 薬物乱用防止教室開催
状況調査
(文部科学省・
2～3年ごと)
- がん教育の実施状況
調査
(文部科学省・
2～3年ごと)

主なマニュアル・参考資料

- 保健主事のための実務
ハンドブック
(日本学校保健会)
- 薬物乱用防止教室マ
ニュアル
(日本学校保健会)
- 児童生徒等の健康診断
マニュアル
(日本学校保健会)
- 学校環境衛生管理マ
ニュアル
(文部科学省)

学校安全

学校における主な計画

学校安全計画
(学校保健安全法第27条)

評価のための主な調査

- 安全教育実施状況調査
(県教委・毎年)
- 学校安全の推進に関す
る計画に係る取組状況
調査
(文部科学省・隔年)
- 「通学路における合同
点検」に関する令和3
年度末の実施状況の報
告について
(文部科学省)

主なマニュアル・参考資料

- 「生きる力」をはぐく
む学校での安全教育
(文部科学省)
- 学校防災マニュアル
(地震・津波災害) 作
成の手引き
(文部科学省)
- 学校の危機管理マニ
ュアル等の評価・見直しがド
ライn(文部科学省)
- 学校防災マニュアル
(地震津波災害) 作成
例(県教委)

学校給食

学校における主な計画

食に関する指導の全体計画
(学校給食法第10条)

評価のための主な調査

- 学校における食に関す
る指導の取組状況調査
(県教委・毎年)
- 全国体力・運動能力、
運動習慣等調査
(文部科学省・毎年)
- 全国学力・学習状況
調査
(文部科学省・毎年)
- 学校保健統計調査
(文部科学省・毎年)
- 食に関する意識調査
(県教委・毎年)

主なマニュアル・参考資料

- 食に関する指導の手引
(文部科学省)
- 栄養教諭を中核とした
これからの学校の食育
(文部科学省)
- 学校給食衛生管理基準
の解説(日本スポーツ
振興センター)
- 調理場における衛生管
理&調理技術マニ
ュアル(文部科学省)

文部科学大臣表彰についての依頼事項

○各市町村教育委員会においては、市町村内で学校保健、学校安全に積極的な取り組みを実施している学校の推薦をお願いします。

文部科学大臣表彰 推薦基準概要（学校保健、学校安全）

○学校保健、学校安全の普及と向上に尽力し多大の成果をあげた個人、学校及び団体を表彰し、学校保健及び学校安全の振興に資する。

1 学校保健表彰

- (1) 個人（校長、養護教諭及び教諭等）〔アイ及びウ又はエを満たすこと〕
- ア 概ね30年以上の校長又は教員としての経験、かつ、学校保健関係団体等の役員又は教育関係機関の職員としてあわせて概ね10年以上の経験
 - イ 全国的な大会、研修会等での研究発表、指導助言等の経験
 - ウ 県の学校保健、教育功労等の学校教育関係の表彰を受賞
 - エ アイウと同等又はそれ以上の功績
- (2) 学校〔アイウエを満たすこと〕
- ア 保健教育及び保健管理が計画的かつ組織的に実践されている
 - イ 家庭、地域、関係機関・団体との密接な連携が行われ、成果をあげている
 - ウ 創意工夫し、特色ある実践を行っている
 - エ 県の学校保健関連の表彰を受賞又はそれ以上の功績

2 学校安全表彰

- (1) 個人（校長（園長）及び教員）〔アイ及びウ又はエを満たすこと〕
- ア 概ね30年以上の校長又は教員としての経験、かつ、学校安全関係団体等の役員又は教育関係機関の職員としてあわせて概ね10年以上の経験
 - イ 県又は全国的な大会、研修会等での研究発表、指導助言等の経験
 - ウ 県の学校安全、教育功労等の学校教育関係表彰を受賞
 - エ アイウと同等又はそれ以上の功績
- (2) 学校〔アイウエオを満たすこと〕
- ア 安全教育及び安全管理が計画的かつ組織的に実践されている
 - イ 家庭、地域、関係機関・団体と密接な連携が行われ、成果をあげている
 - ウ 創意工夫し、特色ある実践を行っている
 - エ 県の学校安全関連の表彰を受賞又は県における学校安全の普及啓発に貢献があり、成果が継続されている
 - オ 前年度以前5年間及び推薦までの間、学校管理下で死亡事故等重大な事故が発生していない

(参考)R5推薦スケジュール

文部科学大臣表彰＜学校保健・学校安全＞

- ・ 県教委から市町村教委への推薦依頼：R5.5.26
- ・ 市町村教育委員会からの県教委への推薦締切：R5.6.15

令和6年度 保健体育課事務分掌表 <健康・安全教育班>

事 務 分 掌	主 査	副主査
1 班総括	松 村	井上・春名
2 学校保健（保健教育）に関すること	加 藤	井 上
3 学校保健（保健管理）に関すること	井 上	加 藤
4 学校安全（安全教育）に関すること	山 中	小 原
5 学校安全（安全管理）に関すること	山中・春名	小 原
6 学校給食（給食管理）に関すること	小 原	山中・春名
7 学校給食（食に関する指導）に関すること	小 原	山 中
8 表彰に関すること		
・文部科学大臣表彰（学校保健）	加 藤	井 上
・文部科学大臣表彰（学校安全）	山 中	小 原
・文部科学大臣表彰（学校給食）	小 原	山 中
・全国健康づくり推進学校表彰	加 藤	井 上
・学校保健推進学校表彰	加 藤	井 上
・学校安全推進学校表彰	山 中	小 原
・全日本学校歯科保健優良校表彰	井 上	加 藤
9 岡山県学校保健会に関すること	加藤・江尻	井 上